

令和8年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和8年1月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和8年1月26日(月)午後1時30分から午後2時5分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
			委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子	委 員 :	14 番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16 番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20 番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21 番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 :	22 番 :	中山 学

4 欠席委員(1人)

委 員 : 3 番 : 片野 敏彦

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、係長 : 小野智裕、主任 : 奥村正紀

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和8年1月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番長谷川孝広委員、12番本間浩委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、12月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>1月19日、1月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により竹島地内の畑について売買するもので、面積は1筆591㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により持倉地内の田について売買するもので、面積は1筆194㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により畝江地内の田について売買するもので、面積は合計23筆23,047㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円あります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について13番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る1月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が3件であります。詳細につきまして</p>

	<p>は、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6番	<p>3番の案件ですが、鍬江地区はほ場整備をしていると思うが、この会社は何を作るのか。</p>
事務局	<p>この会社はペットフードなどに利用するアメリカミズアブの幼虫の生産を中心として、農業の複合経営をしている会社です。作物については稲作を行う予定です。</p> <p>ほ場整備についても鍬江地区は経営体育成型の整備で、農業法人の設立が条件となっています。鍬江地区においても法人を立ち上げる計画としていましたが、この会社も入ってきたということで、土地改良区とも地域とも協議して、2つ法人が設立される形でほ場整備を進めていくということで話はされています。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、農作業場建設のための転用が1件、資材置場及び駐車場のための一時転用が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、宮瀬地内の田において、農作業場建設のための転用で、申請面積は1筆707㎡であります。</p> <p>2番の案件は、乙地内の田において、資材置場及び駐車場のための一時転用であります。申請面積は1筆326㎡、転用期間は令和8年2月1日から令和8年3月31日までとするものであります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしてお</p>

	<p>ります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、13 番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、農作業場建設のための転用が 1 件、資材置場及び駐車場のための一時転用が 1 件の計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 60 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 34 件、使用賃借権を新規に設定するものが 7 件、賃借権を再設定するものが 17 件、使用賃借権を再設定するものが 2 件の計 60 件であります。</p> <p>1 番から 5 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 16,000 円から 20,000 円であります。</p>

議案書 5 ページをお願いします。

6 番から 10 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 16,000 円であります。

議案書 6 ページをお願いします。

11 番から 15 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 13,000 円から 14,000 円であります。

議案書 7 ページをお願いします。

16 番から 20 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 9,200 円から 20,000 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。

21 番から 25 番は、中間管理機構と 10 年間から 20 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 20,000 円であります。

議案書 9 ページをお願いします。

26 番から 30 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 11,900 円から 15,000 円であります。

議案書 10 ページをお願いします。

31 番から 34 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 7,000 円から 10,000 円であります。

35 番は、中間管理機構と 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

議案書 11 ページをお願いします。

36 番から 40 番は、中間管理機構と 10 年間から 20 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

議案書 12 ページをお願いします。

41 番は、中間管理機構と 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

42 番から 45 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 23,000 円であります。

議案書 13 ページをお願いします。

46 番から 50 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円から 24,000 円であります。

議案書 14 ページをお願いします。

51 番から 55 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円から 20,000 円であります。

議案書 15 ページをお願いします。

56 番から 58 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 5,000 円から 9,000 円であります。

59 番から 60 番は、中間管理機構と 10 年間の使用賃借権を再設定するものであります。

このたび期間 20 年間で設定している案件については、横道地区のほ場整備事業に関するものが主なものであります。

中間管理事業型のほ場整備事業を行うため、事業採択申請までに対象の土地全てで中間管理権を 17 年以上設定することが要件となっております。

以上で説明を終わります。

議長	<p>第3号議案の利用権設定の1番から60番の事前審査結果について、13番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から60番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが34件、使用賃借権を新規に設定するものが7件、賃借権を再設定するものが17件、使用賃借権を再設定するものが2件の計60件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の1番から60番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から60番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の利用権設定の1番から60番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の61番から62番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の61番から62番をご説明いたします。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の61番から62番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが2件であります。</p> <p>61番から62番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は18,000円から23,000円であります。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 61 番から 62 番の事前審査結果について、13 番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 61 番から 62 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 61 番から 62 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 61 番から 62 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 61 番から 62 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 63 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定の 63 番をご説明いたします。</p> <p>議案書 16 ページをお願いします。</p>

	<p>第3号議案の利用権設定の63番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>63番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の63番の事前審査結果について、13番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の63番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の63番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の63番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の63番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の64番から65番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第3号議案の利用権設定の64番から65番についてご説明いたします。 議案書16ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の64番から65番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが1件の計2件であります。</p> <p>64番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は15,000円であります</p> <p>65番は、中間管理機構と10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は12,000円であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の64番から65番の事前審査結果について、13番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の64番から65番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが1件の計2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の64番から65番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の64番から65番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の64番から65番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p>

これを持ちまして、令和8年1月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和8年1月26日

議 長 _____

11 番 _____

12 番 _____